

令和4年5月27日

総務大臣
金子 恭之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇

答 申 書

令和4年3月28日付け諮問第3149号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びその意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置を講じることが適当である。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）
 - 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、全国の利用者及び潜在的な利用者において混乱が生じないように、電報サービス契約約款及び料金の変更に関する十分な周知及び適切な問合せ対応を求めること。（考え方2）

以上